

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第293号）

〔 大阪府警本部長決定文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：平成30年6月15日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求の経緯

- 1 平成29年8月24日、審査請求人は、大阪府公安委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、次の内容について行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

虚偽有印公文書（不存在による非公開決定通知書 大阪府警本部指令（駐）第〇号 平成〇年〇月〇日）、および当該虚偽有印公文書の複製物

- 2 平成29年9月6日、実施機関は、「本件請求に係る行政文書については、作成又は取得していないため管理していない。」との理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い審査請求人に通知した。
- 3 平成29年9月27日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消し及び本件請求に係る行政文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張

虚偽有印公文書（不存在による非公開決定通知書 大阪府警本部指令（駐）第〇号 平成〇年〇月〇日）の複製物は、「大阪府公安委員会 駐管第〇号 平成〇年〇月〇日」並びに「大阪府公安委員会 駐管第〇号 平成〇年〇月〇日」に対する実施機関宛の行政不服審査請求書（平成〇年〇月〇日）の添付資料に含まれている。

よって、当該虚偽有印公文書の複製物は実施機関が所有しているべきである。

所有しているべき文書を不存在とし非公開処分とする「大阪府公安委員会指令（総）第〇号 平成〇年〇月〇日」の決定文書は虚偽有印公文書であり違法である。

当該処分の取り消し、並びに当該文書の公開を強く要求する。

2 反論書における主張

- ・ 実施機関による行政処分に対する行政不服審査の審査庁並びに行政不服審査請求書の提出先は実施機関である。よって、実施機関による行政処分に対する行政不服審査請求書は全て実施機関に提出されているはずである。
- ・ 実施機関に提出されている文書を取得していないとするのであれば、弁明書においてその所在を明らかにすべきである。
- ・ 「大阪府公安委員会 駐管第〇号 平成〇年〇月〇日」並びに「大阪府公安委員会 駐管第〇号 平成〇年〇月〇日」に対する実施機関宛の行政不服審査請求書（平成〇年〇月〇日）に含まれる文書「不存在による非公開決定通知書 大阪府警本部指令（駐）第〇号 平成〇年〇月〇日」は、放置車両確認事務で使用されているモバイル端末のソフトウェア説明書に関する行政文書公開請求に対して不存在による非公開処分としたものである。しかし、請求対象であるソフトウェア説明書は存在しており、当該非公開決定通知書は明らかに虚偽有印公文書である。よって、実施機関による『虚偽有印公文書』たる行政文書及びその複製物は存在しない」との弁明は事実と反するものである。
- ・ 実施機関に対する行政不服審査請求の審査庁が実施機関である以上、実施機関が行政不服審査請求書を取得せずに行政不服審査を行うことは不可能である。

虚偽有印公文書の複製物を含む当該行政不服審査請求書を取得していないとする実施機関の弁明は、審査庁である実施機関が行政不服審査を行っていないと明言しているに等しいものである。

- ・ 取得しているはずである文書を不存在による非公開処分とした当該処分文書は虚偽有印公文書であり違法である。非公開処分の撤回と当該文書の公開を強く要求する。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件決定に違法、不当はないものとする。

2 本決定の理由等

(1) 「大阪府警察行政文書管理規則」について

大阪府警察行政文書管理規則（平成13年公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）は、実施機関及び大阪府警察における行政文書の管理に関し必要な事項を定めている。

規則第3条第1項各号において、実施機関が管理する行政文書として、

- ・ 公安委員会の会議録（公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて管理することが必要であると認めたものを含む。）
- ・ 警察法（昭和29年法律第162号）第43条の2に規定する事務に関する行政文書
- ・ 公安委員会又は公安委員会の委員（委員長を含む。）の意見、要望等及びその処理に関する行政文書
- ・ 前3号に掲げるもののほか、公安委員会が自ら管理することが必要であると認めた行政文書

と規定されており、また同条第2項において「前項各号に掲げる行政文書以外の行政文書は、大

阪府警察本部長が管理するものとする。」と規定されている。

(2) 本件請求に係る行政文書の存否について

審査請求人は、本件請求において、請求内容を「虚偽有印公文書(不存在による非公開決定通知書 大阪府警本部指令(駐)第○号 平成○年○月○日)、および当該虚偽有印公文書の複製物」としているが、実施機関が管理する行政文書に「虚偽有印公文書」たる行政文書及びその複製物は存在しないことはもちろんのこと、不存在による非公開決定通知書(平成○年○月○日付け大阪府警察本部指令(駐)第○号)及びその複製物についても、前述の実施機関が管理する行政文書に該当せず、検索しうる行政文書を精査するも、本件請求に係る行政文書については、作成又は取得していないため管理していなかったことから、本件決定を行ったものである。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「虚偽有印公文書(不存在による非公開決定通知書 大阪府警本部指令(駐)第○号 平成○年○月○日)の複製物は、『大阪府公安委員会 駐管第○号 平成○年○月○日』並びに『大阪府公安委員会 駐管第○号 平成○年○月○日』に対する実施機関宛の行政不服審査請求書(平成○年○月○日)の添付資料に含まれている。よって、当該虚偽有印公文書の複製物は実施機関が所有しているべきである。所有しているべき文書を不存在とし非公開処分とする『大阪府公安委員会指令(総)第○号 平成○年○月○日』の決定文書は虚偽有印公文書であり違法である。」などと主張するが、実施機関が本件請求に係る行政文書を管理していないことは前述のとおりであることから、審査請求人の主張は採用できない。

3 結論

以上のとおり、本件決定は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件請求に係る対象行政文書の特定について

本件請求に係る対象行政文書は、平成○年○月○日に審査請求人が実施機関に対して行った行政不服審査法に基づく審査請求の際、資料として添付されていた平成○年○月○日付けで大阪府警察本部長が発した「不存在による非公開決定通知書 大阪府警本部指令（駐）第○号 平成○年○月○日」（以下「本件対象文書」という。）又はその写しである。

なお、上記の非公開決定通知書とは、審査請求人による、「平成25年度の時点において、放置車両確認事務の民間委託で使用されているモバイル端末にインストール（導入）されている全てのソフトウェアに関する取り扱い説明書、および当該ソフトウェア群に付随する補足説明書や注意文書等、説明書に類する全ての文書 但し、オペレーティングシステムだけに関係する取扱説明書は除く」という情報公開請求に対して行われた不存在による非公開決定のことである。

3 本件決定の妥当性について

審査請求人は、平成○年○月○日に行った行政不服審査法に基づく審査請求は、審査庁である実施機関に対して行ったものであり、その添付資料である本件対象文書は実施機関において保管・管理されているべきであると主張している。また、本件請求は、本件対象文書が実施機関において管理されているかどうかを確認するために行ったものであるとのことである。

実施機関の説明によれば、規則第3条第1項は実施機関が管理する行政文書として、同項第1号で公安委員会の会議における会議録、同項第2号で警察職員の非違に関する監察の指示等の事務に関する文書、同項第3号で公安委員会に対する意見、要望等に関する文書、同項第4号で公安委員会が自ら管理することが必要であると認めた文書を定めているところ、本件対象文書は各号のいずれにも該当しないことから、同条第2項の規定により、大阪府警察本部長が管理することとなっているとのことである。

また、警察法第47条第2項には、警視庁及び都道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、その権限に属する事務について、都道府県公安委員会を補佐すると規定され、大阪府警察組織規程等に大阪府警察の分担事務が定められている。そのうち、大阪府公安委員会がする行政不服審査については、その補佐事務を大阪府警察本部警務部監察室が担当しているところ、実施機関が管理しているべきと審査請求人が主張する本件対象文書についても、当該補佐事務を担当する大阪府警察本部警務部監察室が管理しているとのことである。

これら実施機関の説明に不自然・不合理な点は見られず、実施機関が本件対象文書を管理していないことを理由として行った本件決定は妥当であると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、後に同一の請求内容で公開決定がなされていることからすれば、文書が存在するにもかかわらず不存在としたのは虚偽であるとして、本件対象文書である平成○年○月○日付けの不存在による非公開決定通知書は虚偽有印公文書であると主張する一方、実施機関は、第五の2(3)のとおり審査請求人のこの主張は採用できないとする。

この点について、本件対象文書が虚偽有印公文書であるか否か、また、平成○年○月○日付けの不存在による非公開決定が違法であるか否かは、本件審査請求の審査の対象ではなく、当審査会の

判断するところではない。

5 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員)

長谷川 佳彦、田積 司、池田 晴奈、近藤 亜矢子